

## 公的年金からの特別徴収（年金天引き）制度についてのQ & A

### Q 1 どのような人が年金特別徴収の対象になりますか？

A. 前年中の年金所得に対し個人住民税（市・県民税）の納税義務がある方のうち、当該年度の4月1日現在において、老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方が対象となります。

ただし、以下に該当する方は年金特別徴収の対象者になりません。

- ・ 老齢基礎年金等の給付額が年間18万未満の方
- ・ 介護保険料の特別徴収対象被保険者でない方
- ・ 特別徴収税額が公的年金の年額を超える方

※ 年度の途中で年金所得に対する個人住民税の税額が変更になった場合、年金特別徴収が中止される（年金天引きされなくなる）ことがあります。

### Q 2 年金特別徴収から、納付書や口座振替による納付に変更できますか？

A. 公的年金からの特別徴収制度は、地方税法（321条の7の2）で定められており、本人による選択は認められていません。

### Q 3 公的年金以外の所得に対する個人住民税（市・県民税）についても特別徴収されますか？

A. 年金特別徴収されるのは年金所得にかかる税額のみとなります。

年金以外の所得にかかる税額については、給与特別徴収（給与天引き）か普通徴収（納付書払い・口座振替）となります。（下表参照）

なお、納税方法が分かっても、税額が重複することはありません。

所得の種類	年金特別徴収	給与特別徴収	普通徴収
年金、給与	●（※1）	●（※2）	—
年金、その他	●（※1）	—	●
年金、給与、その他	●（※1）	●（※2）	▲（※3）

※1 年金特別徴収が初年度の方（前年度途中で年金特別徴収が中止され、今年度再開される方も含む）の場合、今年度前半は普通徴収となります。

※2 原則として給与特別徴収ですが、退職等により給与特別徴収できない場合は普通徴収となります。

※3 確定申告書又は個人住民税の申告書において、給与・公的年金等にかかる所得以外の個人住民税の納付方法について、「自分で納付」を選択している場合のみ普通徴収となります。  
なお、「自分で納付」を選択していない場合、給与特別徴収となります。

**Q4 納税通知書の課税明細で「年金収入」の下に「雑所得」とあるが、これは何ですか？**

A. 国民年金や厚生年金等の公的年金収入は、所得の分類上、雑所得に該当します。

従って、課税明細の「雑所得」欄には、公的年金の収入額を基に計算した雑所得の金額を記載しており、税額を計算する際は、この雑所得の金額を基に計算します。

また、公的年金収入以外の雑収入がある場合も「雑所得」に記載されますので、両方の収入がある場合は合計金額が記載されます。

なお、遺族年金や障害年金は非課税所得であるため、課税明細には記載されません。

**Q5 8月と10月で年金特別徴収の金額が違うのはなぜですか？**

A. 各年金支給月に年金特別徴収（天引き）される金額は、次のとおりです。

① 年度の前半（4、6、8月） ・ ・ ・ ・ ・ 「仮徴収」

前年度の公的年金にかかる年税額を6回（年金支給回数）で割った額

② 年度の後半（10、12、2月） ・ ・ ・ ・ ・ 「本徴収」

今年度の年税額から仮徴収税額（①）を引いた残額を3で割った額

このように、仮徴収税額（①）は前年度の公的年金にかかる年税額によりあらかじめ決められていますが、本徴収税額（②）は今年度の税額が確定した後、仮徴収税額（①）と本徴収税額（②）を合わせて年税額に達するよう調整されるため、8月と10月で年金特別徴収税額に違いが生じる場合があります。

**【例1】今年度の年税額が前年度（60,000円）と同じ場合**

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円

**【例2】今年度の年税額が90,000円で前年度（60,000円）より多い場合**

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
10,000円	10,000円	10,000円	20,000円	20,000円	20,000円

**【例3】今年度の年税額が45,000円で前年度（60,000円）より少ない場合**

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
10,000円	10,000円	10,000円	5,000円	5,000円	5,000円

**Q 6 公的年金収入だけなのに年金特別徴収以外に普通徴収があるのはなぜですか？**

A. 次の2とおりのケースが考えられます。

**① 年金特別徴収が開始（再開）される場合**

年金特別徴収が開始される年度は、年度の前半が普通徴収（1、2期）、年度の後半が年金特別徴収（10、12、2月）されます。

このような徴収方法になるのは、65歳になり初めて年金特別徴収される方のほか、前年度の途中で年金特別徴収が中止され、今年度に年金特別徴収が再開される方も該当します。（年金特別徴収の中止事由についてはQ7の回答をご覧ください。）

**② 年度の途中で年金特別徴収が中止された場合**

当初の納税通知書（6月中旬送付）で個人住民税が年金特別徴収される旨の通知があった方でも、中止事由に該当すると年度途中で年金特別徴収が中止されます。（年金特別徴収の中止事由についてはQ7の回答をご覧ください。）

この場合、残額を普通徴収（納付書払い・口座振替）で納めていただくこととなります。

**Q 7 これまで年金特別徴収されていたのに今年度納付書が届いたのはなぜですか？**

A. 前年度の途中で年金特別徴収が中止されたことにより、今年度前半が普通徴収（1、2期）、後半が年金特別徴収（10、12、2月）されるため、納付書をお送りしています。

誠に申し訳ございませんが、現制度上、年金特別徴収が一度中止されると再開できるのは翌年度の10月からとなっています。

ちなみに、年度途中で年金特別徴収が中止される方は次の方です。

- 市外に転出された方（※）
  - ・ お亡くなりになられた方
- 公的年金にかかる年税額に変更が生じた方（※）
  - ・ 介護保険料が年金天引きされなくなった方（4月1日時点での判定のみ）
- 公的年金の支給が停止されたり、年金受給権に担保設定された方

※ 制度改正により、平成28年10月から一定の条件のもと年金特別徴収が継続されます。

ただし、1月1日時点では桑名市に住民登録がある方でも、1月2日から3月31日の間に市外に転出された方については、本徴収（10、12、2月の年金特別徴収）は行われず、普通徴収に切り替わります。

**Q 8 市外へ転出した場合、翌年度の年金特別徴収はどうなりますか？**

A. 市外に転出された場合は、次のとおり年金特別徴収されます。

**① 4月1日から12月31日までの転出者（翌年度、桑名市で課税されない方）**

当該年度の年金特別徴収 ⇒ 2月まで継続されます

翌年度の年金特別徴収 ⇒ 仮徴収、本徴収とも行われません

**② 上記以外の転出者（翌年度、桑名市で課税される方）**

当該年度の年金特別徴収 ⇒ 2月まで継続されます

翌年度の年金特別徴収 ⇒ 仮徴収は継続されますが、本徴収は中止されます。

※ 本徴収分の税額は、普通徴収（納付書払い・口座振替）となります。

**Q 9 日本年金機構の年金振込通知と市の納税通知書で個人住民税の金額が違うのはなぜですか？**

A. 公的年金の特別徴収（年金天引き）については、桑名市と日本年金機構等の年金保険者との連携により実施していますが、市から年金特別徴収額の変更や停止の依頼をかけた場合、実際に年金保険者が対応できるまでには数ヶ月を要します。

従って、年金振込通知と納税通知書とで記載されている個人住民税額が異なる場合がありますので、税額を確認される場合は、市から送付している納税通知でご確認ください。